

(書類の閲覧)
 第二十条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管理業者登録規程第八条の報告に係る書面をその事務所ごとに備え置き、賃借人等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。
 (秘密の保持)
 第二十一条 賃貸住宅管理業者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。賃貸住宅管理業者でなくなった後においても、同様とする。
 (従業者の研修)
 第二十二条 賃貸住宅管理業者は、その従業者に対し、管理事務の適切な処理を図るため必要な研修を受けさせるよう努めなければならない。

附 則
 (施行期日)
 第一条 この告示は、賃貸住宅管理業者登録規程の施行の日から施行する。
 (経過措置)
 第二条 第六条及び第七条の規定は、賃貸住宅管理業者が賃貸住宅管理業者登録規程第三条第一項の登録を受ける前に締結した管理受託契約については、適用しない。
 2 第九条及び第十一条の規定は、賃貸住宅管理業者が賃貸住宅管理業者登録規程第三条第一項の登録を受ける前に締結した賃貸借契約については、適用しない。
 3 第十二条の規定は、賃貸住宅管理業者が賃貸住宅管理業者登録規程第三条第一項の登録を受ける前に更新された賃貸借契約については、適用しない。
 4 第十五条の規定は、賃貸住宅管理業者が賃貸住宅管理業者登録規程第三条第一項の登録を受ける前に受領した賃貸借契約に定めのない金銭その他の財産については、適用しない。
 5 第十八条の規定は、賃貸住宅管理業者が賃貸住宅管理業者登録規程第三条第一項の登録を受ける前に終了した管理事務については、適用しない。

○国土交通省告示第千号
 出雲空港について告示した事項に変更があったので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十三年十月一日から適用する。
 平成二十三年九月三十日 国土交通大臣 前田 武志

- 一 設置者の氏名及び住所 島根県 島根県松江市殿町一番地
- 二 空港の名称及び位置 出雲空港 島根県簸川郡斐川町
- 三 変更した事項(変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十七号及び平成二十年国土交通省告示第三十号を参照。)
- 空港の位置 島根県出雲市
- 国土交通省告示第千一号
 出雲空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十三年十月一日から適用する。
 平成二十三年九月三十日 国土交通大臣 前田 武志
- 一 設置者の氏名及び住所 島根県 島根県松江市殿町一番地
- 二 航空灯火の種類及び名称 飛行場灯火 出雲空港照明施設
- 三 航空灯火の位置及び所在地 出雲空港内及びその周辺 島根県簸川郡斐川町
- 四 変更した事項(変更前の事項については、昭和五十一年運輸省告示第三百七十八号を参照。)
- 航空灯火の所在地 島根県出雲市

○国土交通省告示第千二号
 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第三百二十八条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。
 平成二十三年九月三十日 国土交通大臣 前田 武志

建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件
 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第三百二十八条第一項の規定に基づき、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を次のように定める。
 建築基準法施行令第三百三十八条第一項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物は、次に掲げる工作物とする。

- 一 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用並びに電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備のものに限る。)
- 二 太陽電池発電設備(電気事業法第一条第一項第十六号に規定する電気工作物であるものに限る。)

附 則
 この告示は、平成二十三年十月一日から施行する。
 ○環境省告示第六十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
 指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
 平成二十三年九月三十日 環境大臣 細野 豪志

- 一 名称 サロベツ鳥獣保護区
- 二 区域 北海道天塩郡豊富町、幌延町及び天塩町の各一部(区域図省略)
- 三 存続期間 平成二十三年十月一日から平成四十二年九月三十日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
 (一) 鳥獣保護区の指定目的
 当該区域は、利尻礼文サロベツ国立公園の南端部を占め、豊富町の市街地から西方に約四キロメートルの地点に位置する。当該区域には、泥炭地であるサロベツ原野が広がり、その中心部の二千五百六十六ヘクタールは日本最大級の高層湿原を始めとする多様な湿性植物と大小様々な湖沼が存在する。文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に基づく天然記念物であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイ等の飛来地として平成十七年にラムサール条約湿地に登録された。
 サロベツ原野は、草原的生息環境が広大であることから、北海道で観察できる陸水性鳥類の大部分が生息しており、特に、ペンケ沼、パンケ沼は、天然記念物であり準絶滅危惧のマガン、ヒシクイ等のガン・カモ類などの渡り鳥の中継地として重要となっている。また、絶滅危惧ⅠB類のチュウヒや絶滅危惧ⅠA類のシマアオジ等の繁殖地も存在する。
 このようなか、当該区域の北東端に隣接する高層湿原域では、近年泥炭採掘が終了したことで、跡地である開水面がヒシクイ等の寄留地となることが明らかになった。また、当該区域の北端や西端に隣接する湿地や樹林帯は、既存の鳥獣保護区から連続した環境となっており、ヒシクイなどのガン類や、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)に基づく国内希少野生動物種かつ天然記念物で